

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第 6 号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和38年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
(療育機関の指定等の公告) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 <u>知事は、省令第14条の承認を行ったときは、その旨を公告するものとする。</u> 4・5 (略) (費用の徴収等) 第21条 (略) 2 <u>法第56条第 5 項に規定する措置を行った場合は、本人又はその扶養義務者に対して同項に規定する費用の全部又は一部の支払を命じるものとする。</u> 3 <u>本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払を命じられた額の全部又は一部を支払わなかったため、その支払わなかった額を支弁したときは、本人又はその扶養義務者から当該支払わなかった額を徴収するものとする。</u> 4 <u>第 1 項の規定により徴収する費用の額及び第 2 項の規定により支払を命じる費用の額は、知事が別に定める。</u> 様式第10号 (略) (略) (裏) <table border="1"><tr><td>(略) 3 (略) 4 都道府県は、<u>第 2 項の規定による更</u></td></tr></table>	(略) 3 (略) 4 都道府県は、 <u>第 2 項の規定による更</u>	(療育機関の指定等の公告) 第 3 条 (略) 2 (略) 3・4 (略) (費用の徴収等) 第21条 (略) 2 <u>前項の規定により徴収する費用の額は、知事が別に定める。</u> 様式第10号 (略) (略) (裏) <table border="1"><tr><td>(略) 3 都道府県は、<u>前項ただし書の規定に</u></td></tr></table>	(略) 3 都道府県は、 <u>前項ただし書の規定に</u>
(略) 3 (略) 4 都道府県は、 <u>第 2 項の規定による更</u>			
(略) 3 都道府県は、 <u>前項ただし書の規定に</u>			

新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

5、6 (略)
(略)

様式第15号の6 (略)

里親認定申請書

(略)

- (4) 児童福祉法第34条の19第1項各号のいずれにも該当しない者であること証する書類

(略)

様式第15号の7 (略)

里親登録事項変更等届

(略)

(略)	
里親になることができなくなつた場合	(略)
	2 児童福祉法第34条の19第1号に該当した (該当した者の氏名：)
	3 児童福祉法第34条の19第2号から第4号までに該当した (略)
(略)	

(略)

よる更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

4・5 (略)
(略)

様式第15号の6 (略)

里親認定申請書

(略)

- (4) 児童福祉法第34条の20第1項各号のいずれにも該当しない者であること証する書類

(略)

様式第15号の7 (略)

里親登録事項変更等届

(略)

(略)	
里親になることができなくなつた場合	(略)
	2 児童福祉法第34条の20第1項第1号に該当した (該当した者の氏名：)
	3 児童福祉法第34条の20第1項第2号から第4号までに該当した (略)
(略)	

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の児童福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）様式第10号による身分証明書は、改正後の児童福祉法施行細則（以下「新規則」という。）様式第10号による身分証明書が交付されるまでの間は、同様式による身分証明書とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により提出されている申請書は、新規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。